当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【1】 入院基本料について

当院は「一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 6」の届出を行っております。

当病棟では1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

8:00 ~ 17:00 → 看護職員1人あたりの受け持ち患者数は5人以内

17:00 ~ 8:00 → 看護職員1人あたりの受け持ち患者数は13人以内

【2】 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策、栄養管理及び栄養管理体制、意 志決定支援、身体拘束の最小化の取り組みについて

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し7日以内 に文書によりお渡ししています。

【3】 また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策・医療安全管理体制及び褥瘡対策、栄養管理及び栄養管理 体制、意志決定支援、身体拘束の最小化の取り組みについて基準を満たしております。

【4】 当院では、中国四国厚生局に下記の届出を行っております。

(1) 入院時食事療養について

『入院時食事療養 | 』 を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時夕食については午後 18 時 00 分以降に適温にて提供しております。

入院時食事療養標準負担額 1 食 510円(一般の方)

(2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

[一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 6] [入院時食事療養 |] [短期滞在手術基本料 1]

〔診療録管理体制加算3〕〔データ提出加算〕〔情報通信機器を用いた診療に関する基準〕

〔医療DX推進体制整備加算〕

(3) 特掲診療科の施設基準等に係る届出

〔保険医療機関間の連携による病理診断〕〔ニコチン依存症管理料〕〔補聴器適合検査〕

〔在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算〕〔コンタクトレンズ検査料1〕

〔外来・在宅ベースアップ評価料(I)〕〔入院ベースアップ評価料(51)〕

〔緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)〕〔植込型骨導補聴器人工内耳植込術〕

〔経外耳道的内視鏡下鼓室形成術〕 〔医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術〕

〔脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(脳 I)〕

※手術数に関しては別表をご参照下さい。

【5】 保険外負担に関する事項

当院では入院個室使用料、各種証明書・各種診断書料などにつきまして、その利用日数、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

※なお、衛生材料等(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用徴収は、一切認められておりません。

医療法人 徹慈会 堀病院 理事長 宇髙 毅(管理者) 2025年5月1日 掲示